



資料5-2

19企技第5127号
平成19年12月28日

部内関係グループ参事
各建設事務所長様
各土木事務所長
各管理事務所長

技術管理グループ参事

一般競争入札制度導入に伴う監督確認の強化について（依頼）

一般競争入札制度の導入に伴い予定価格に対する落札率の低下や入札参加機会の拡大による施工実績の少ない請負者による公共工事が発生しており、工事に関する品質の確保が懸念されております。

このような状況のもと従来より各事務所においては、公共工事の品質確保に向けた各種対策を実施されているところでありますが、低価格落札工事や施工実績の少ない請負者による工事における安全対策、適正な元請下請関係の確保及び粗雑工事・手抜き工事を未然に防止するため、別紙のとおり監督確認の強化対策（案）を送付しますので、各事務所の組織体等の実情に応じた監督確認の強化をお願いします。

（事務担当：技術管理G 基準管理担当 和田 電話 024-521-7461）

一般競争入札制度導入に伴う監督確認の強化対策(案)

1 重点監督対象工事の拡大

(1) 低価格落札工事

当該工事の予定価格に対して80%未満の落札率で落札された工事で、工事の特性や規模等を考慮して重点監督対象とすることが望ましいとされる工事について重点監督を実施する。

(2) 施工実績の少ない請負者による工事

これまで福島県土木部が発注した工事や当該発注種別に該当する工種について施工実績が少ない請負者が受注した工事で、工事の特性や規模等を考慮して重点監督対象とすることが望ましいとされる工事について重点監督を実施する。

2 不定期監督確認の実施

予定価格に対する落札率が80%未満で落札された低価格落札工事、施工実績が少ない請負者が受注した工事、低入札価格調査制度調査対象工事については、必要に応じて不定期の監督確認を実施するものとする。

(1) 安全パトロールの実施

現場着工後、不定期に安全対策及び仮設物等の設置状況について現地確認を複数回実施する。

主査未満の監督員は原則として、主査以上の職にある者と複数で実施するものとする。

(2) 施工体制確認の実施

「施工プロセス」のチェックリストに基づき、不定期に施工体制の確認を複数回実施する。

主査未満の監督員は原則として、主査以上の職にある者と複数で実施するものとする。

(3) 施工状況等の確認の実施

粗雑工事や手抜き工事の発生を未然に防止するため、不定期に次の内容について施工確認を複数回実施する。

ア) 使用材料の確認：主要材料

イ) 施工状況の確認：重要と認められる工種及び箇所、不可視部分等

ウ) 施工品質の確認：重要と認められる工種の品質及び出来形

3 中間検査の実施

予定価格に対する落札率が80%未満で落札された低価格落札工事、施工実績が少ない請負者が受注した工事、低入札価格調査制度調査対象工事については、必要に応じて課長相当職以上の者が中間検査を実施する。

◎ 監督確認の強化対策実施に当たっての留意点

- ・品質確保対策は各事務所の主体性が重要であることから、監督確認の強化対策(案)を参考に各事務所の組織体制等の実情に応じた監督強化対策の実施をお願いします。
- ・監督確認の強化対策実施に当たっては、監督員をはじめ職員の通常業務に多大な支障を来さないよう、また、強化対策が形骸化しないよう、工事の規模や特性、請負者の施工能力を考慮し、事務所として真に必要な対象工事及び強化対策の選定をお願いします。

※ 低入札価格調査制度対象工事については、平成18年9月22日付け18企技第1194号により通知した「低入札価格調査制度対象工事に係る監督・検査について」に基づき、適正な執行をお願いします。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(平成27年4月1日以降適用)

別紙-1① 審査項目	#VALUE! 細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を○「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック) (第1評定者)
1. 施工体制	I. 施工体制 一般 総合判定 a	判定 a, b, c, d 判定 a 100% c判定 d判定 e判定	○ 1. 施工計画書が工事着手前に提出された。		H . . .
			○ 2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。		H . . .
			○ 3. 「施工体制台帳の写し」を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】		H . . .
			○ 4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。		H . . .
			○ 5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。		H . . .
			○ 6. 「施工体系図」または「元請・下請関係者一覧表」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。		H . . .
			○ 7. 元請人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】		H . . .
			○ 8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。		H . . .
			○ 9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。		H . . .
			— 10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。		H . . .
			— 11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。		H . . .
			— 12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。		H . . .
			— 13. 「評価対象項目」のうち、3, 7のいずれかが×である。		H . . .
			— 14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】		H . . .
			— 15. 施工体制台帳(下請通知書)及び施工体系図(元請・下請関係者一覧表)に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】		H . . .
			— 16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】		H . . .
			— 17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。		H . . .

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

9 / 9 = 100%

該当項目が90%程度以上
a(施工体制が適切である)
該当項目が80%~90%程度以上
b(施工体制がほぼ適切である)
該当項目が60%~80%程度 又は
c判定項目に該当する場合
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当する場合
d(施工体制がやや不備である)
e判定項目に該当する場合
e(施工体制が不備である)
※評価対象項目数が2項目以下の場合
c評価以下とする。

(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(平成26年4月1日以降適用)

別紙-1② 審査項目	#VALUE! 細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)	(第1評定者)	
1. 施工体制	II. 現場代理人及び配置技術者 総合判定 a	a, b, c, d 判定 a 100%	○	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。		H..	H..
			○	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。	労働安全衛生法第14条	H..	H..
			○	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。		H..	H..
			○	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。		H..	H..
			○	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。		H..	H..
			○	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。		H..	H..
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。			
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。			
			○	9. 施工にあたり、書面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。		H..	H..
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。			
			○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。			
-		c判定	12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
-		d判定	13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
-		e判定	14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】	契約約款第10条	H..	H..	
-			15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 契約約款第10条	H..	H..	
-			16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】	監理技術者制度運用マニュアル二-四(3)	H..	H..	
-			17. 監理技術者が所持しなければならぬ、監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条	H..	H..	
-			18. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外	建設業法第26条の2 契約約款第10条	H..	H..	
-			19. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。				
-			20. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				

※別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」を兼ねる。

11 / 11 = 100%

※評価対象項目数が2項目以下の場合
c 評価以下とする。

該当項目が90%程度以上
a(技術者が適切に配置されている)
該当項目が80%～90%程度
b(技術者がほぼ適切に配置されている)
該当項目が60%～80%程度 又は
c判定項目に該当がある場合
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当がある場合
d(技術者の配置がやや不備である)
e判定項目に該当がある場合
e(技術者の配置が不備である)